

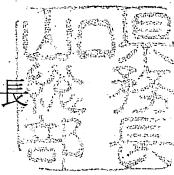


令2 消防保安第686号

令和3年(2021年)1月4日

高圧ガス製造事業所長様

山 口 県 総 務 部 長



### 令和2年高圧ガス事故の発生状況及び 事故の未然防止に係る取組みの強化について（通知）

高圧ガスの保安対策の推進につきましては、平素から格別の御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年の高圧ガス事故の発生件数は、25件（事故23件、盗難・喪失2件）となり、過去最多となった一昨年よりも減少していますが、これらの事故の傾向は、例年と同様に、「可燃性・毒性ガスを取り扱う設備の締結部や可動シール部」、「不活性ガスを取り扱う設備の溶接部等」からの漏えいが多く発生しています。

これらの事故は、異常等が早期に発見され、適切な措置が講じられているものも多くありますが、冷凍設備などでは、異常が起きていることに気付かず、大量にガスが漏えいしている事例も見受けられます。

近年、事故防止に向けた新技術の導入の検討が進められていますが、これらの技術を導入するだけで事故が防げるわけではなく、人が技術を活用するとともに、人の感性により異常等を早期発見することで事故を未然に防止することは、これからも保安の土台を支える技術として重要です。

については、添付資料を参考にされ、下記の事項に留意の上、事故の未然防止に係る取組みの強化に努めていただくようお願ひいたします。

記

#### 1 点検の質の向上

点検は、設備が正常に作動していることを確認するとともに、異常を発見することを目的に行うものであるが、点検時に異常の兆候をつかめず、事故に進展している事例が見受けられる。

点検内容が、その目的を達成するために適している内容であるかを検討するとともに、点検により検知できる異常等の内容に係る教育を行い、点検の質を向上させること。

#### 2 検査結果を活用した設備管理体制の構築

法令に規定される定期自主検査等は、法令遵守の中で最低限の検査であることを認識し、設備の運転面、設備面、環境面及び設備が有するリスクを踏まえ、設備の異常等を早期に発見するための検査を実施できるよう検査箇所、手法等を見直すとともに、検査結果を設備管理に活用する体制を構築すること。

加えて、検査のみでは、損傷等の予兆を発見できない場合もあることから、予防保全を前提とした設備の管理計画等の策定を検討すること。

### 3 自主保安を強化するための取組みの推進

高圧ガスの事故は、保安係員や運転員など現場の作業者のみが設備の点検、検査等をするだけでは防ぐことが出来るものではなく、経営層も含め、事業者が一体となって事故防止に取り組む必要がある。

事故は、いずれの事業所でも発生する可能性を有していることから、業界団体等の事故情報を積極的に収集するとともに、別添の事故情報を活用し、同種事故を防ぐための取組みを事業所全体で進めること。

#### 【添付資料】

資料1：山口県内における高圧ガス事故の発生状況等について

資料2：令和2年高圧ガス事故概要（抜粋）

消防保安課  
産業保安班  
TEL 083-933-2374